平成２６年（フ）第２６７号
沖縄県那覇市松尾１丁目４番19号　ピースリーイン国際通り３－Ｅ
債務者　有本　辰也
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８１号
茨城県石岡市真家1912番地１
債務者　大塚美恵子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
千葉県印西市山田3001番地
債務者　伊地知拓郎
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７４号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井1563番地12
債務者　穂積つかさ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７６号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1925
債務者　菅原　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７８号
千葉県成田市山口1210番地　ハイツシャトー103
債務者　飯島　武士
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１８０号
千葉県佐倉市江原台１丁目32番地16
債務者　末永ラキアン，レリン（ＳＵＥＮＡＧＡ　ＲＥＬＹＮ　ＬＡＱＵＩＡＮ）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１８１号
千葉県四街道市四街道1532番地14　緑ヶ丘第３住宅308号
債務者　花嶋しづ枝
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９９号
千葉県印旛郡栄町安食２丁目７番地３　パークサイドイシイＡ―102
債務者　木川　和子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８４号
千葉県君津市南子安５丁目17番13号
債務者　江頭　善寛
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第８５号
千葉県木更津市中島4364番地75
債務者　猪鳥　貴美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第８７号
千葉県木更津市請西２丁目12番16号　本郷ハイツ106号
債務者　位己光児こと　宮城　弘二
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２７２号
高知県南国市上末松932番地３
債務者　大谷美智子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７９号
高知市鴨部１丁目３番１―33号
債務者　堀見　慶一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８６号
高知市昭和町17番19号　レオパレス昭和町206
債務者　橋田　　進
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９５号
高知県南国市大埇甲1533番地13　コーポ南国301
債務者　大内　祐弥
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２号
福岡県柳川市田脇774番地　セジュールリコエールＡ103号
債務者　萩尾　俊美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係